

かくて堀坑長並に金子兵吉は八日正午前坑長等と會見し協談の結果同日午後五時前坑長より堀坑事務所に於て金子兵吉は責任者に非らざるも特に草鞋鏝として男二團女一團（最初は一人一團砲）を支給する旨發表した。然るに坑夫側は増額僅少に憤慨し遂に我等は坑長等と共に此處に餓死する。と稱して會見後も坑長等を見捨て去らしめ事務所に逃を敷き約百名の坑夫は徹宵九日の朝に至つた。

かゝる状態にて坑夫側の窮乏状態は頗る同情に値するも坑長に對する行動は不法監禁罪を構成するに至るを以て所轄小倉警察署は坑夫側幹部に至急解決の得策を考へたる結果九日午前五時坑夫側は警察に白紙一紙で調停を依頼して一團事務所を退いたのである。

尤、解決状況

かくて小倉警察署は金子兵吉等に對して手當増徴支給方を提議し左記解決案を得て同日午前十一時堀坑事務所に於て坑夫全員に對し之を示したるに一同異議なく承認して漸く解決を見るに至つたのである。

○解決條件

- (1) 換別として男三團女一團五十條給與す
- (2) 中西平右エ門に對する未拂賃金支拂請求訴訟費用として金一割（十圓）を提供す
- (本谷辯護士が訴訟を引受くることに懸解成立)
- (3) 新屋居住者は原則として十日迄に退去すること
- (4) 堀坑番道者の荷物運搬旅費等は堀坑側にて専ら費用へ前借方交渉請願す